

○東松山市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成23年2月24日

決裁

改正 平成28年3月25日決裁

平成31年3月26日決裁

令和元年5月31日決裁

令和元年9月13日決裁

令和3年3月11日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、東松山市指定給水装置工事事業者規程（平成10年東松山市水道事業規程第2号。以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、東松山市指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に使用する用語は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び東松山市水道事業給水条例（昭和42年東松山市条例第14号）において使用する用語の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 給水装置工事主管課長（以下「主管課長」という。）は、指定給水装置工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 主管課長は、前項の調査において違反行為の事実を認めるときは、当該指定給水装置工事事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するものとする。

3 主管課長は、当該指定給水装置工事事業者からてん末書の提出を求めるとともに、指定給水装置工事事業者違反行為調査書（様式第1号）を作成するものとする。

(処分等の基準)

第4条 主管課長は、前条第1項の調査において別表第1に掲げる違反行為に該当すると認めるときは、当該違反行為を行った指定給水装置工事事業者に対し、同表に定める違反点数を付加するものとする。ただし、当該違反行為が不可抗力その他特別の事情に起因する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者に対し違反点数を付加する場合は、違反点数通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 第1項の規定による違反点数は、当該違反点数を付加された日から起算して2年を経過した日に消滅する。

4 規程第8条及び第9条の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消し又は停止の処分及び違反行為に係る行政指導(以下「処分等」という。)は、指定給水装置工事事業者が別表第1に掲げる違反行為を行った場合における累積点数(一の指定給水装置工事事業者につき、当該指定給水装置工事事業者が行った違反行為ごとに、同表に定めるところにより付加した点数の合計をいう。以下同じ。)に応じて行うものとし、その基準は別表第2のとおりとする。

(処分に係る意見具申)

第5条 主管課長は、累積点数に応じ、規程第8条及び第9条の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消し又は停止の処分(以下「処分」という。)を行うことが必要であると認めるときは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に報告し、規程第18条に基づく東松山市指定給水装置工事事業者審査委員会設置の要否について、意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、当該指定給水装置工事事業者について、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与に当たっては、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第3号）により通知を行うものとする。
- 4 聴聞は、主管課長が主宰する。
- 5 聴聞を終結したときは、主管課長は、速やかに聴聞報告書（様式第4号）及び処分案を作成し、管理者に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、意見陳述のための手続に関しては、東松山市行政手続条例（平成9年東松山市条例第27号）及び東松山市聴聞規則（平成6年東松山市規則第26号）に定めるところによる。

（処分の通知）

第7条 管理者は、処分を決定した場合は、当該指定給水装置工事事業者に対し処分通知書（様式第5号）を作成し、当該処分の通知を行うものとする。

- 2 処分をしたときは、規程第10条の規定に基づき公示する。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第8条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月25日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市第3子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化実施要綱、第2条の規定による改正前の東松山市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第3条の規定による改

正前の東松山市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、第4条の規定による改正前の東松山市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱、第5条の規定による改正前の東松山市重度知的障害者共同生活援助事業借上料補助金交付要綱、第6条の規定による改正前の東松山市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第7条の規定による改正前の東松山市精神障害者短期宿泊（シェルター）事業実施要綱、第8条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療保険料徴収方法変更に係る認定要綱、第9条の規定による改正前の老人福祉法に基づく措置の実施に関する要綱、第10条の規定による改正前の東松山市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度実施要綱、第11条の規定による改正前の東松山市介護保険住宅改修費受領委任払い制度実施要綱、第12条の規定による改正前の東松山市介護保険制度における境界層措置実施要綱、第13条の規定による改正前の東松山市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱及び第14条の規定による改正前の東松山市専用水道規制事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年3月26日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日決裁）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日決裁）

この要綱は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和3年3月11日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法令条文	違反行為	違反点数

指定要件 違反	第25条の 11	第25条の 3	施行規則 第21条	1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置かないとき。	10点
	第1項 第1号	第1項 第1号	施行規則 第20条	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	10点
		第1項 第3号 イ	施行規則 第20条の 2	3 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。	10点
		第1項 第3号 ロ		4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。	10点
		第1項 第3号 ハ		5 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	10点
		第1項 第3号 ニ		6 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	10点
		第1項		7 業務に関し不正又は不	

		第3号 ホ		<p>誠実な行為をしたとき。</p> <p>(1) 無断通水、メータ一の不正使用等をしたとき。</p> <p>(2) 道路占用・掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。</p> <p>(3) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。</p> <p>(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。</p> <p>(5) 研修機会の確保をしなかったとき。</p> <p>(6) 管理者の承認を受けないうで工事を施行したとき、工事完成後に管理者の検査を受けなかったときその他の違反行為を行ったとき。</p>	<p>2点（悪質な場合は10点）</p> <p>2点（悪質な場合は9点）</p> <p>7点以下</p> <p>9点以下</p> <p>2点</p> <p>2点（悪質な場合は9点）</p>
給水装置 工事主任 技術者選 任等義務	第25条の 11 第1項 第2号	第25条の 4 第1項 第2項	施行規則 1 第21条 第1項 第2項	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	10点

違反			第3項	2	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	7点
届出義務違反	第25条の11 第1項 第3号	第25条の7	施行規則 第34条第35条	1	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	2点（虚偽の場合は10点）
				2	休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	2点（虚偽の場合は10点）
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項 第4号	第25条の8	施行規則 第36条 第1号 第2号	1	給水装置工事ごとに、給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	1点
				2	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事さ	2点

				せ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			第3号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	2点（悪質な場合は9点）
			第5号 イ	4 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条：給水装置の構造及び材質の基準)	2点（悪質な場合は9点）
			第5号 ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具を使用したとき。	2点（悪質な場合は7点）
			第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	2点（悪質な場合は7点）
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項	第25条の9		1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置	2点

不正申請	第5号		工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	
	第1項 第6号		2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	2点（虚偽の場合は10点）
	第1項 第7号		3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	2点（悪質な場合は9点）
	第25条の11 第1項 第8号		不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	10点

別表第2（第4条関係）

処分等の内容		累積点数
行政指導	文書注意	1点又は2点
	文書警告	3点又は4点
処分	指定停止1月	5点又は6点
	指定停止3月	7点又は8点
	指定停止6月	9点
	指定取消し	10点以上

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

指定給水装置工事業者違反行為調査書

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
代表者氏名	
工 事 場 所	
発 注 者	
施 行 主	
工 期	
発 見 日	
違反行為内容 (○で囲む)	設計審査未申請 工事検査未申請 不適正工事 虚偽の申請 指示に従わない その他()
違反行為の概要	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

違反者名（指定給水装置工事事業者名）
様

東松山市上下水道事業
東松山市長 印

違反点数通知書

東松山市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱別表第1に定める違反行為に該当すると認められるため、同要綱第4条第1項の規定により違反点数を付加し、同条第2項の規定により通知します。

今後、違反行為がないよう水道法及び関係法規並びに東松山市水道事業給水条例及び関係規定を遵守の上、業務を行うよう十分留意願います。

なお、違反行為を繰り返すと、指定の取消し又は停止の処分等により、厳正に対処することとなりますので、注意してください。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 違反に対する点数 | 点 |
| 2 累積点数等 | |
| (1) 今回までの点数 | 点 |
| (2) 累積点数 | 点（起算日 年 月 日） |

※ 今回、付加された点数は、付加された日（起算日）から2年間は消滅しません。この期間内にまた違反行為があったときは、点数が累積加算されて処分等されることとなります。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

指定番号 第 号

様

東松山市上下水道事業
東松山市長

聴 聞 通 知 書

東松山市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第6条第3項により、聴聞を行うため通知します。

1 聴聞を行う名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

氏名又は名称

所 在 地

2 聴聞の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為調査書(年 月 日)の行為について聴聞を行います。

3 聴聞の日時 年 月 日 時 分より

4 聴聞を行う場所

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

聴 聞 報 告 書

東松山市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第6条により、聴聞を行ったので報告します。

1 対象となる行為及び氏名又は名称

別添 指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書 第 号

2 聴聞の日時 年 月 日

3 聴聞の場所

4 出席者

5 処分案 別添

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

指定番号 第 号

様

東松山市上下水道事業
東松山市長

処 分 通 知 書

東松山市指定給水装置工事事業者規程第8条又は第9条により、処分を通知する。

1 処分の内容

2 処分を受ける名称又は氏名

指 定 番 号 第 号
氏名又は名称
所 在 地

3 処分の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為調査書(年 月 日)

教示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東松山市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東松山市を被告として(東松山市水道事業東松山市長が被告の代表者となる。)提起することができる。なお、6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することはできない。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。